

12月定例教育委員会の日程について

日時 12月26日(月)午前9時30分～
場所 日和佐公民館3階会議室

これからのまちづくりの担い手を応援します

美波町では、魅力あるまちづくりを推進するため、「美波町人材育成事業補助金」制度をつくりました。町民や町民の利益につながる活動を行う個人・団体を応援します。

美波町の活性化に貢献する人材育成のための「研修・視察」事業への補助、地域活性化を図るためのグループを結成する組織づくり事業への補助で、対象となるのは、次の条件を満たす個人・団体です。

- 個人：美波町に1年以上在住し、今後も引き続き居住する15歳以上の人
 - 団体：個人メンバーが5人以上で、町内に活動拠点を置く団体
 - 共通：政治、宗教活動および営利を目的としないこと
- 補助内容**：個人・視察研修(補助対象経費の1/2以内・限度額5万)、団体・研修主催(同1/2以内・限度額10万)、

団体・視察研修(同1/2以内・限度額30万)、組織作り事業(同1/2以内・限度額10万)

詳しい内容は、役場総務企画課(☎0884-7713611)までお問い合わせください。

高齢者の運転免許証自主返納者に対し、路線バス運賃割引制度を始めます

高齢者の交通事故防止や運転免許返納後における移動手段の確保及び路線バスの利用促進を図るため、運転免許証の自主返納者に対して、徳島バスグループなどが運行する路線バスの運賃割引制度が開始されることとなりました。

【運賃割引内容等】

- 対象バス会社及び路線**
- 徳島バス(徳島市、鳴門市及び小松島市委託路線等を含む)、四国交通、徳島バス阿南、徳島バス南部、徳島市営バス(徳島市交通局)、鳴門市地域バス、
- が運行する全路線
- ※高速バス路線は割引対象外です。
- 対象者** ①②のいずれの要件も満たした人
- ① 年齢65歳以上
 - ② 運転免許証を自主返納し、「運転経歴証明書」の交付を受けた人

電気柵を設置されている方へ使用上の注意

電気柵はイノシシやシカ、サル等の侵入を防ぎ、農作物の被害を防止するのに効果的な施設です。説明書に従った取扱いにより安全を確保するとともに、一般の方が誤って触れないように、危険表示を必ず行ってください。

「電気さく」とは?

- 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。
- 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。

「電気さく」を設置する際の主な注意点

家庭用電源から直接、電気さくに電気を供給させることは絶対に行わないでください。人や家畜を死傷させる事故につながるおそれがあります。

電源及び漏電遮断器

30ボルト以上バッテリー
(ソーラーパネルで発電し、充電するタイプを含む)
家庭のコンセント式漏電遮断器

電気さく用電源装置

接地

閉閉器(スイッチ)

ON OFF

漏電遮断器の設置

電気さくを公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合は、30ボルト以上の電源(家庭のコンセントなど)から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。

閉閉器(スイッチ)の設置

電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から開放できるように、閉閉器(スイッチ)を設置する必要があります。※電源装置本体に付属されており、容易に操作できる場合、外部に追加する必要はありません。

危険である旨の表示

電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行う必要があります。

※人が安易に立ち入る場所(特に通学路等)では、必ず周囲の人が安易に確認できる位置や間隔、見やすい文字で「危険表示板」を設置してください。

※電気用品安全法の適用を受ける電気柵用電源装置をご使用ください。

ネット柵を設置されている方へ使用上の注意

ネット柵はイノシシやシカ等の侵入を防ぎ、農作物の被害を防止するのに効果的な施設です。一般道に面した場所での設置は特に安全に配慮していただき、風等により支柱が倒れたり、**ネットが車道及び歩道へ出ることがないようにペグ等で固定**するなど、適切に設置及び管理を行ってください。設置したネット柵へ鳥獣が掛かる場合がありますが、安易に近寄らず役場への連絡をお願いします。

お問い合わせ先 美波町役場 産業振興課
担当 小笠 ☎77-3617